

厚生・産業常任委員会

◎ 開催日時 平成 28 年 3 月 8 日（火） 11 時 34 分～14 時 16 分

◎ 開催場所 第四委員会室

◎ 説明員 健康医療福祉部長、病院事業庁長および関係職員

◎ 議事の概要

【健康医療福祉部所管分】

1 付託案件

（１）議第 63 号 平成 27 年度滋賀県一般会計補正予算（第 4 号）のうち健康医療福祉部所管部分

〔結果〕 賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決した。

（２）議第 20 号 滋賀県国民健康保険財政安定化基金条例案

〔結果〕 賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決した。

（３）議第 23 号 滋賀県精神医療審査会の委員の任期を定める条例案

〔結果〕 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

（４）議第 38 号 滋賀県地域医療再生臨時特例基金条例の一部を改正する条例案

〔結果〕 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

（５）議第 41 号 滋賀県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案

〔結果〕 賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決した。

（６）議第 42 号 滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案

〔結果〕 賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決した。

（７）議第 43 号 滋賀県医療法施行条例の一部を改正する条例案

〔結果〕 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

（８）議第 44 号 滋賀県理容師法施行条例および滋賀県美容師法施行条例の一部を改正する条例案

〔結果〕 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

(9) 議第 64 号 滋賀県子育て支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例案

〔結果〕 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

(10) 議第 67 号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて（滋賀県立信楽学園）

〔結果〕 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

(11) 請願第 1 号 青少年健全育成基本法の制定を求める意見書提出について

〔結果〕 賛成多数で採択すべきものと決した。

また、賛成委員の連名により「青少年健全育成基本法の制定を求める意見書（案）」を提出することに決定した。

2 所管事項調査

(1) 滋賀県地域医療構想（案）について

委員からは、湖北、東近江地域について、病床が削減される前提となっており心配する声があり、病床稼働率が低い理由について分析し今後よく議論していただきたい、などの意見が出された。

3 一般所管事項調査

委員からは、生活保護の申請用紙を各窓口に置くことを徹底されたい、ジカ熱が海外で流行しているので十分対応されたい、保育園について、人が便利なところに集まったら不足するのは当然であり、整備をすることも必要であるが全て準備するのは不可能とも思えるため、地域を見直し、またそれぞれの人が自重することも必要なのではないか、などの意見が出された。

4 意見書（案）

「子育て支援の拡充を求める意見書（案）」および「児童虐待防止対策の強化を求める意見書（案）」については、いずれも厚生・産業常任委員会として提出することに決定した。

【病院事業庁所管分】

5 所管事項調査

(1) 滋賀県立小児保健医療センター基本構想（案）について

委員からは、機能再構築の検討にあたっては、十分ニーズにあったものにしていただきたい、などの意見が出された。

6 一般所管事項調査



委員会で配付された資料

- 1 平成 27 年度 2 月補正予算主な事業概要（国補正関連） 健康医療福祉部
- 2 平成 28 年 2 月定例会議厚生・産業常任委員会資料 健康医療福祉部
- 3 地域医療構想（案）について
- 4 地域医療構想（案）概要
- 5 地域医療構想（案）
- 6 小児保健医療センター基本構想（案）